

医事法センター研究会のご案内

日 時 : 2019年7月1日(月) 17時～19時
会 場 : アカデミーコモン 8階 308G 教室
テ ー マ : 知的障害者の逸失利益を認めた事例
東京地裁平成31年3月22日判決

<プログラム>

1. 事実の概要と判決の紹介
高嶋里枝(医事法センターRA)
2. 本判決の評価
工藤祐巖(明治大学専門職大学院法務研究科専任教授)
3. 人身損害論解説
鈴木利廣(明治大学学長特任補佐・明治大学専門職大学院法務研究科
名誉教授)
4. 質疑応答・ディスカッション

施設を出て行方不明になり死亡に至った知的障害者の逸失利益について、福祉的就労を前提とした賃金や最低賃金によるのではなく、一般就労を前提とする平均賃金によるのが相当であるとした事例を本研究会にて扱います。判例研究を通して、人身損害論や障害者の逸失利益の考え方について議論します。

[参加申し込み先]

配付資料の準備のため、参加希望者は下記を記載しメール又はfaxで医事法センター宛にお申し込みください。

(1) 名前 (2) 所属・学年 (3) 連絡先

Fax : 03-3296-2779

メール: medilaw@meiji.ac.jp

主催: 明治大学専門職大学院 法務研究科
専門法曹養成機関・医事法センター